

一般社団法人 確定拠出年金推進協会 会員規約

(名称)

第1条 当会は、「一般社団法人 確定拠出年金推進協会（英文名：DC Promotion Association）」と称し、略称を「DC 推進協会」と称する。

(目的)

第2条 当会は、確定拠出年金制度の普及並びに投資教育を通して、国民の金融リテラシーの向上と豊かな高齢期を過ごせる社会を実現することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 中小企業の福利厚生制度としての総合型確定拠出年金の導入コンサルティング
- (2) 確定拠出年金に関する投資教育の実施と普及
- (3) 確定拠出年金における投資教育講師の認定
- (4) 確定拠出年金（個人型）の普及・アドバイス活動

(会員)

第3条 当会の会員は、次の3種類とする。

- (1) 正会員は、株式会社アイエフパートナーズにおいてクロス・ヘッド総合型確定拠出年金「forche」のアドバイザー登録が完了している者で、当会の趣旨に賛同して入会した個人又は法人とする。
- (2) 準会員は、正会員の資格を保有しない者で、当会の趣旨に賛同して入会した個人とする。
- (3) 賛助会員は、当会の趣旨に賛同して入会した個人又は法人とする。賛助会員は、アドバイザー活動はしないが、正会員に顧客を紹介するなどして手数料を受け取ることができる。

(入会)

第4条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出し、会長の承認を得るものとする。

(入会金および月額アドバイス報酬)

第5条 会員は、以下に定める入会金および月額アドバイス報酬を納入しなければならない。

- | | | | | |
|---------------|-----|-----------|-----------|----------|
| (1) 正会員（個人登録） | 入会金 | 30,000 円/ | 月額アドバイス報酬 | 2,750 円 |
| (2) 正会員（法人登録） | 入会金 | 30,000 円/ | 月額アドバイス報酬 | 2,750 円* |
| (3) 準会員 | 入会金 | 5,000 円/ | 月額アドバイス報酬 | 1,100 円 |
| (4) 賛助会員 | 入会金 | 30,000 円/ | 月額アドバイス報酬 | 2,200 円 |

*法人登録の場合のアドバイザー追加分 入会金 15,000 円/人 月額アドバイス報酬 2,200 円/人

(会員の義務)

第6条 会員は、他の会員の個人情報及び本会で提供された情報を厳重に取り扱うものとし、当会にかかる活動目的においてのみ利用するものとする。

(届出事項の変更)

第7条 会員は、連絡先等に変更が生じた場合は、速やかに当会事務局へ報告するものとする。

(退会)

第8条 会員は、退会届を会長に提出し任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡したとき。
- (2) 月額アドバイス報酬を3カ月以上納入しないとき。
- (3) 当協会の不利益となる行動が発覚したとき。
- (4) 退会となった場合、以降のアドバイザーとしての報酬は支払いません。

(除名)

第9条 当会の名誉を毀損し、当会の目的に反する行為をし、会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、会長の判断によりその会員を除名することができる。

(支部制度)

第10条 当会は同エリアの中において5名以上の正会員で活動を行う場合に、エリア支部を設置することができる。また、理事会の承認を条件として、戦略支部を設置することができる。詳細は、別途「DC推進協会支部制度」に定めることとする。

(グループリーダー制度)

第11条 当会は会員増強や導入企業獲得に貢献した正会員をグループリーダーに任命できる。詳細は、別途「DC推進協会グループリーダー制度」に定めることとする。

(事業年度)

第12条 この会の事業年度は、毎年6月1日に始まり、翌年5月31日に終わる。

附 則

この会則は、令和8年4月1日から施行する。